

新たな振興計画（素案）

離島過疎地域振興部会
調査審議結果報告書
(案)

令和3年11月

沖縄県振興審議会
離島過疎地域振興部会

新たな振興計画（素案）
離島過疎地域振興部会調査審議結果報告書（案）
目次

目次

1	離島過疎地域振興部会の概要	
(1)	離島過疎地域振興部会の所掌事務について	2頁
(2)	離島過疎地域振興部会の構成について	2頁
(3)	離島過疎地域振興部会の開催実績について	2頁
2	離島過疎地域振興部会における調査審議結果	
(1)	新たな振興計画（素案）に対する修正意見について	5頁
(2)	関連体系図（案）に対する修正意見について	5頁
(3)	自由意見について	5頁
別紙1	新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議内容一覧（離島過疎地域振興部会）	6頁
別紙2	関連体系図（案）に対する修正意見審議内容一覧（離島過疎地域振興部会）	18頁
別紙3	自由意見の一覧（離島過疎地域振興部会）	23頁

1 離島過疎地域振興部会の概要

(1) 離島過疎地域振興部会の所掌事務について

沖縄県振興審議会に設置されている部会のうち、離島過疎地域振興部会は「離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること」を所掌することとされている（沖縄県振興審議会運営要綱第2条）。

(2) 離島過疎地域振興部会の構成について

離島過疎地域振興部会の構成は次のとおりである。

◎嘉数 啓	琉球大学名誉教授
○上妻 毅	一般社団法人ニュー・パブリック・ワークス 代表理事
新垣 盛雄	一般社団法人沖縄旅客船協会会長
鯨本 あつこ	特定非営利活動法人離島経済新聞社代表理事
金城 清典	琉球エアークommューター株式会社代表取締役社長
古謝 安子	琉球大学医学部非常勤講師
崎原 永作	公益社団法人地域医療振興協会理事
富永 千尋	琉球大学研究推進機構研究企画室特命教授
宮里 哲	沖縄県離島振興協議会会長（座間味村長）
山城 定雄	公益社団法人沖縄県地域振興協会 プログラムオフィサー
龍 秀樹	株式会社NTTドコモ九州支社沖縄支店長

※◎は部会長、○は副部会長を示す。

(3) 離島過疎地域振興部会の開催実績について

離島過疎地域振興部会の開催実績は次のとおりである。

○第1回離島過疎地域振興部会

日時：令和3年7月30日（金）14:00～16:00

場所：県庁6階第1特別会議室

議題：

1 調査審議方針等説明

2 計画素案の概要等説明

3 調査審議

検討テーマ：計画の展望値、成果指標、施策体系等について

(1) 第1章 総説

(2) 第2章 基本的課題

(3) 第3章 基本方向

(4) 関連体系図（案）

○第2回離島過疎地域振興部会

日時：令和3年8月17日（火）14:00～16:00

場所：沖縄県市町村自治会館4階中会議室

議題：

- 1 第1回離島過疎地域振興部会委員意見への回答について
- 2 調査審議
検討テーマ 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出（定住条件整備）
 - (1) 第4章 基本施策
 - 2 心豊かで、安心・安全に暮らせる島を目指して
 - (7) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
 - (2) 第5章 克服すべき沖縄の固有課題
 - 1 克服すべき沖縄の固有課題
 - (4) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
 - (3) 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開
 - 1 県土全体の基本方向
 - (5) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
 - 2 県土の広域的な方向性
 - (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展
 - (4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり
 - 3 圏域別展開
 - (4) 関連体系図（案）

○第3回離島過疎地域振興部会

日時：令和3年9月1日（水）14:00～16:00

場所：沖縄県南部合同庁舎5階会議室

※一部、農林水産業振興部会との合同部会を開催

議題：

- 1 第1回・第2回離島過疎地域振興部会委員意見への対応方針について
- 2 調査審議
検討テーマ 島々の資源を生かし、潜在力を引き出す産業振興
 - (1) 第4章 基本施策
 - 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
 - (10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興
 - (2) 第5章 克服すべき沖縄の固有課題
 - 1 克服すべき沖縄の固有課題
 - (4) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
 - (3) 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開
 - 1 県土全体の基本方向

- (5) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
- 2 県土の広域的な方向性
- (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展
- (4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり
- 3 圏域別展開
- (4) 関連体系図（案）

○第4回離島過疎地域振興部会

日時：令和3年9月13日（月）14:00～16:30

場所：沖縄県市町村自治会館4階中会議室

議題：

- 1 第1回～第3回離島過疎地域振興部会意見への対応方針について
- 2 調査審議
 - 検討テーマ：新たに生じた課題への対応
 - (1) 第4章 基本施策
 - ※離島過疎地域に関わる箇所全般
 - (2) 第5章 克服すべき沖縄の固有課題
 - 1 克服すべき沖縄の固有課題
 - (4) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
 - (3) 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開
 - 1 県土全体の基本方向
 - (5) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
 - 2 県土の広域的な方向性
 - (3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展
 - (4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり
 - 3 圏域別展開
 - (4) 関連体系図（案）
 - (5) 離島過疎地域振興部会の調査審議結果（中間報告）について

○第5回離島過疎地域振興部会

日時：令和3年11月12日（金）14:00～16:30

場所：沖縄県市町村自治会館2階中会議室

議題：

- 1 新たな沖縄振興のための制度提言について
- 2 令和3年度第2回沖縄県振興審議会等について
- 3 調査審議
 - (1) 計画（素案）及び関連体系図（案）等に対する追加意見について

- (2) 離島過疎地域振興部会の調査審議結果について
- 4 その他（報告事項等）

2 離島過疎地域振興部会における調査審議結果（中間取りまとめ）

- (1) 新たな振興計画（素案）に対する修正意見について
新たな振興計画（素案）に対する修正意見については、別紙1（新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧（離島過疎地域振興部会））のとおりである。
- (2) 関連体系図（案）に対する修正意見について
関連体系図（案）に対する修正意見については、別紙2（関連体系図（案）に対する修正意見審議結果一覧（離島過疎地域振興部会））のとおりとりまとめた。
- (3) 自由意見について
離島過疎地域振興部会における調査審議の過程において、(1)及び(2)以外の意見について、別紙3（自由意見の一覧（離島過疎地域振興部会））のとおりとりまとめた。

新たな振興計画(素案)に対する修正意見審議内容一覧

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
1	4章	P31	5行	③低炭素化及び省エネルギー化の促進	—	低炭素化及び省エネルギー化の促進については陸上だけ出てきていて、船舶に対する記載が漏れている。脱炭素に向けてLNG船舶の導入や港湾機械のEV化の取組も検討すべきではないか。	【原文のとおり】 (環境部会にて対応) 産業振興部会から同様の意見があり、第4回環境部会で以下のとおり修正することとしています。 (31頁16行目) 運輸部門については、自家用車・路線バス・トラック等への電気自動車(EV)など、 (31頁20行目) 空港・港湾機能の高度化等に取り組むとともに、航空機・船舶の脱炭素化についても国と連携して取り組む。
2	4章	P37	6行	①水質汚濁対策 【追加】	①水質汚濁対策及び地下水の保全・利用 【追加】 「地下水の適正な保全及び利用を図るため、特に生活用水に利用する等の地域の実情に応じ、関係団体において情報の収集並びに当該情報の整理、適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等必要な措置を講ずるよう努める。」	P73、33行、「①水道施設の整備、水道広域化の推進、水道用水の安定確保」にて、I「地下水」についての沖縄県の方針をもっと踏み込んで明確にすべきではないか。 (第3回)水質汚濁対策の箇所に追加となっているが、そこにはとどまらないのではないか。例えば水循環及び水質保全対策のような頭出しのほうの内容を的確に反映しているのではないか。水質汚濁を変えたらどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 P37、6行の項目名を修正し、P37、15行に追加する。
3	4章	P37	6行	①水質汚濁対策 【追加】	①水質汚濁対策及び地下水の保全・利用 【追加】 「地下水の適正な保全及び利用を図るため、特に生活用水に利用する等の地域の実情に応じ、関係団体において情報の収集並びに当該情報の整理、適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等必要な措置を講ずるよう努める。」	P73、33行、II「地下水」に関する記述は本編に次の3ヶ所あるが、【水質汚濁対策(P37「基本施策1」)、エコアイランド(P224「圏域別展開／宮古圏域」)、生活環境基盤(P227「圏域別展開／宮古圏域」)】、しかし、今後も「水質調査だけ」あるいは「宮古圏域だけ」の地下水対策で充分なのか。 (第3回)水質汚濁対策の箇所に追加となっているが、そこにはとどまらないのではないか。例えば水循環及び水質保全対策のような頭出しのほうの内容を的確に反映しているのではないか。水質汚濁を変えたらどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 P37、6行の項目名を修正し、P37、15行に追加する。
4	4章	P37	6行	①水質汚濁対策 【追加】	①水質汚濁対策及び地下水の保全・利用 【追加】 「地下水の適正な保全及び利用を図るため、特に生活用水に利用する等の地域の実情に応じ、関係団体において情報の収集並びに当該情報の整理、適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等必要な措置を講ずるよう努める。」	P73、33行、III PFOSを含んだ泡消剤の流出が発生している中(自衛隊による流出も発生)、永遠の化学物質と呼ばれ、使用も製造も禁止されているPEAS(有機フッ素化合物)から沖縄の地下水を守ることは、離島を含めて沖縄県全域の重大な課題ではないか。その上で、県内すべての離島を含む「地下水の保全と利用」について、様々な課題と今後を見据えて県の方針や施策を明確にしたい。併せて、計画に明記していただきたい。 (第3回) 水質汚濁対策の箇所に追加となっているが、そこにはとどまらないのではないか。例えば水循環及び水質保全対策のような頭出しのほうの内容を的確に反映しているのではないか。水質汚濁を変えたらどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 P37、6行の項目名を修正し、P37、15行に追加する。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
5	4章	P38	27行	【追加】	「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止、海浜の節度ある利用等について、広く県民の環境保全意識の醸成に取り組む。」	ごみの不法投棄であったり、ペットの問題であったり、海浜の無秩序な利用等、様々な課題がある中で、行き着く先は県民のマナーの向上なくしてそういった問題の解決はできない。ごみの問題等は本文の中にも少しありますが、県民意識としてマナーの啓発を入れられないか	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 環境保全に関する住民モラル向上の施策については、P38.27～33行の「②環境保全の意欲の醸成」で記述しています。さらに、次の文章を追加します。
6	4章	P62	4行	①感染症対策の強化	—	①感染症対策の強化についてだが、エッセンシャルワーカーの中に船員も含まれているのかどうか。離島は特に船員が伝染病にかかると船は止めないといけないし、島の生活も滞ることなので、第一に船員も対象にしていただきたい。	【原文のとおり】 素案該当部分につきましては、全般的な感染症対策の強化について記載している部分となっております。委員ご意見のエッセンシャルワーカー等につきましては、明確な定義がないため、今後の施策を進めながら関係部局と協議を進めて検討してまいります。
7	4章	P72	15行	(7)離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出	(7)離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出	北部三村と本部町が漏れているのかなという印象を受ける。本文には過疎地域の文言があるので、離島過疎地域における安全・安心というタイトルにすれば、やんばる三村が置き去りにされていないような感じになる。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。
8	4章	P72	21行	離島における航路・航空路を含む交通・情報通信等の基盤整備の拡充、医療・介護・福祉サービスの確保、子育て・教育環境の充実を推進し、離島・過疎地域の定住条件を整備する。	離島における航路・航空路を含む交通・情報通信等の基盤整備の拡充、医療・介護・福祉サービスの確保、子育て・教育環境・住宅の充実を推進し、離島・過疎地域の定住条件を整備する。	離島地域の多くでは住宅が不足している。住宅の充実がなければ、定住条件が整備できたとはいえないため、この部分にも「住宅」または「住まい」を追記してはどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。 住宅の充実とは定住条件の整備を図る上で重要であることから、ご指摘のとおり反映します。 住宅の充実に向けては、公営住宅の整備のほか、市町村と連携した空き家の活用や定住促進団地の整備等に取り組んでまいります。
9	4章	P72	26行	【追加】	「とりわけ、小、中規模の離島では、輸送コスト等、廃棄物処理コストが高くなる構造を抱えており、不適正処理や不適正保管が発生するリスクにもつながるため、廃棄物処理の効率化及びコスト低減に取り組む必要がある。」	①離島、とりわけ小・中規模の離島では、「処理能力の限界」が今後いっそう深刻な問題となる。ここにフォーカスした取組が求められているのではないかと？ 具体的には、「持続不可能な最終処分場」の問題、'島の処理能力の限界に伴う環境汚染'の発生が考えられる。(というより現実に行進している。) そこで、離島のゴミ処理能力の限界、持続不可能な最終処分場、環境汚染等について沖縄県としてどう考えているのか？ (第3回)ごみ処理能力の限界や持続不可能な最終処分場、環境汚染への懸念は、廃棄物処理の効率化とコスト低減をもって対処と解決が可能と理解してよいか。 (第4回)これまでの回答を読む限り、離島を含む広域の廃棄物処理のモデルたり得るか、この点は疑問である。既存の制度や壁など課題もあるだろうが、島しょ型環境モデル地域として新しい仕組みを構築してほしい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 離島における廃棄物の再資源化処理を含む処理コスト低減化を図る施策をP74の基本施策2(7)イ-④「効率的な廃棄物処理施設の整備促進」で掲げており、この記述に基づき取り組んでまいります。 離島においては廃棄物処理を担う人材の確保等、ほかにも課題がありますが、上記に取り組むが課題への対処及び解決のための重要な方策であると考えます。 引き続き島しょにおける廃棄物処理体制の構築に取り組んでまいります。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
10	4章	P74	24行	④効率的な廃棄物処理施設の整備促進	—	②離島を含む広域での廃棄物処理を推進するには、海上輸送体制の充実は不可欠であり、島嶼県沖縄の重要な政策課題と考える。 そこで、離島を含む廃棄物の広域処理にあたって沖縄県が担う役割は何か。その見解を計画へ反映して頂きたい。	【原文のとおり】 廃棄物処理の広域化にあたり県が担うべき役割は、広域化計画の策定、広域化を進めるための市町村に対する技術的助言、市町村間の調整への積極的な関与などが挙げられます。 この役割に従い、P74.25行目に記載したとおり、「複数市町村による処理の広域化の促進等」に取り組んでまいります。
11	4章	P74	24行	【追加】	④効率的な廃棄物処理施設の整備促進等及びコスト低減	③離島を含む広域での廃棄物処理を推進するには、海上輸送体制の充実は不可欠であり、島嶼県沖縄の重要な政策課題と考える。 そこで、廃棄物の広域処理における海上輸送体制の充実についての見解及びそれを計画へ反映して頂きたい。 (第3回)ここに出てきた追加文案は、整備促進等及びコスト低減だが、海上輸送体制の充実はコスト低減の問題に尽きるのか。コスト低減だけではなく、例えば海上輸送費を含む各種コストの低減したほうがまだ海上輸送が見えてくるのではないかと。いつれにしても、10年を見通した中で海上輸送体制は重要な課題であることを再認識してもらいたい。 (第4回)これまでの回答を読む限り、離島を含む広域の廃棄物処理のモデルたり得るか、この点は疑問である。既存の制度や壁など課題もあるだろうが、島しょ型環境モデル地域として新しい仕組みを構築してほしい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 令和元年度に県が実施した離島廃棄物適正処理促進事業における調査結果によると、広域的処理における海上輸送については、各離島における廃棄物発生量が少ないため、専用船よりも定期船を活用することが効率的であるという結果となりました。 海上輸送費の低減方策について引き続き取り組むこととしており、そのことを明確にするため、左案のとおり追記したい。 海上輸送の体制については、廃棄物処理だけではなく、離島の交通・物流インフラ全般の問題として取り組まれることが望ましいと考えます。 引き続き島しょにおける廃棄物処理体制の構築に取り組んでまいります。
12	4章	P74	24行	④効率的な廃棄物処理施設の整備促進	—	④効率的な廃棄物処理施設の整備促進について、どういったものを運ぶのか、法の整備をどうするのかも含めて検討してもらいたい。	【原文のとおり】 県が平成30年度及び令和元年度に行った市町村に対するヒアリング結果によると、離島で処理が困難な物として、廃タイヤ、海岸漂着ごみ、農業用廃プラスチック、小型家電などが挙げられています。 このうち、島内で焼却、埋立処分が困難なため、島外で処理する必要がある物を輸送費低減化の対象として考えております。 沖縄振興特別措置法の規定のあり方は現在検討しているところです。
13	4章	P75	33行	「離島空港の機能強化及び離島航空路の確保・維持」	—	離島航空路の確保と維持に向けて、計画的な空港施設の更新整備、それと機能向上に取り組むということが記載されているが、特に天候の変更においても、運航する上では、空港の事務所の人員の育成、配置を、関係町村にお願いされるが、人手不足が発生している。航空路を維持する上で運航環境の整備も非常に重要な課題であるので、それも付け加えてもらいたい。	【原文のとおり】 県内離島における人材の不足につきましては、重要な課題と認識しており、72頁15行「(7)離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出」において、県外からの移住を含むUJiターンの促進、定住条件整備等の取組が記載されています。
14	4章	P76	18行	空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進し、島内移動手段のシームレスな連携接続に取り組む。	空港、港湾・漁港等の交通拠点間を相互に連結させるため、離島の地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、MaaSや自動運転技術等の新技術の活用を含め、島内移動手段のシームレスな連携接続に取り組む。	「島内移動手段のシームレスな連携接続」のための施策は、道路整備、バス路線の確保・維持だけではないのではないかと。離島の定住条件整備、条件不利性の克服については、交通を含め、新技術の導入と活用を明確に位置づけていただきたい。計画への反映を検討願いたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
15	4章	P119	3行	①農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化 県外産地との市場競争力を確保するため、輸送コストの低減対策を図りつつ、生産地から消費地までのコールドチェーン体制を確立し、船舶輸送を基本とするモーダルシフトへの移行促進に取り組む。	-	この箇所については、「離島の農水産物の流通対策強化／流通条件の不利性解消」につながるのか。 ①「生産地から消費地までのコールドチェーン体制」に小・中規模の離島は入っているのか。 ②本施策の成果指標「県外出荷量のうち船舶輸送での出荷量の割合」が「農林水産物の輸送コストの低減及び流通の合理化」の成果指標となるのか。 (参考)関連体系図(案) P22 3-(10) 施策展開ウ「多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」:施策①「農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化」 ③「生産地から消費地までのコールドチェーン体制」に小・中規模の離島が入っていない場合、離島の流通条件の不利性解消の具体策はあるのか。(施策、成果指標など) (例)小規模離島から見た「流通施設の整備」「輸送コストの低減」など	【原文のとおり】 ①小・中離島からの域外出荷については船舶輸送方式が基本となっております。その意味で、コールドチェーン体制の構築は、中小離島も含めた島しょ県である本県の地理的不利性の克服に向けた総合的な取組みの一つと考えております。 ②、③県外出荷を含めた域外出荷の更なる拡大を図るためには、販売価格に占める流通コストの低減が重要であると考えております。そこで、生産者と流通事業者が連携して、域外出荷にかかる農林水産物できるだけストックポイントに集約し、大ロットによる安定的な輸送モードである船舶輸送の利用率を高めることは、島しょ県である本県の地理的不利性の克服に向けた取組の成果になると考えております。
16	4章	P119	28行	県産農林水産物が有する健康機能性等の特性を活用した機能性食品の開発ができる人材の育成や、健康機能性の科学的エビデンスに基づくブランディングにより、新たな付加価値の創出に取り組む。	-	離島過疎地域の園芸作物の生産・技術支援とより強く結びつけることは可能か。「島ヤサイ」の産地拡大や商品化支援事業など具体的取組が進められていることは承知。離島過疎地域を振興する趣旨でさらに取組を充実してほしい。 (追記案) <u>島野菜や薬草などの健康・長寿に関わるエビデンス(ex. 抗酸化物質、ミネラル)とともに付加価値を創出、さらにブランド化を目指す。</u>	【原文のとおり】 県産農林水産物の「エビデンスによる付加価値の創出」につきましては、3-(7)-オ②「多様なニーズや気候変動等に対応した品種の開発と普及」において、農林水産部所管の各試験研究機関で取り組むとともに、研究で得られた付加価値を活かし、ブランディング等に取り組んでいくことから原文どおりとしたいと考えております。
17	4章	P119	32行	④地産地消等による県産農林水産物の消費拡大 県産農林水産物の県内需要の拡大に向け、ファーマーズマーケットや直売所等の地産地消拠点の活性化支援や県内ホテル・飲食店等の連携強化に取り組む。 国内外観光客向けの商品開発や県産品提供機会の確保など、観光産業との積極的な連携による地産地消の量的拡大に取り組む。 学校教育関係者や食品事業者等との協働により、県産農林水産物を用いた食育に取り組む。	-	地産地消の推進は、離島過疎地域の経済循環、強いコミュニティ経済を実現するためにも非常に重要。 「ホテル・飲食店等との連携強化」については、そうした施設や店舗のない離島過疎地域の生産者を含めて「契約栽培の促進・支援」を強化してほしい。 「県産農林水産物を用いた食育」として想定される給食を通じた地産地消の拡大は有益。離島過疎地域の生産者も巻き込んだ展開に期待する。 「島内」「域内」「県内」など異なるスケール／エリアに則した地産地消があるはず。地域の資源とアイデアを総動員し、多面的な地産地消を推進してはどうか。	【原文のとおり】 離島過疎地域における「ホテル・飲食店等との連携強化」や「県産農林水産物を用いた食育」については、品目の供給能力に応じて、ご意見のありました「島内」「域内」「県内」など異なるスケール／エリアに則した地産地消の推進が必要と考えており、事業実施の段階で内容を検討してまいります。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
18	4章	P132	8行	③ 離島農林水産物の生産振興とブランド化の推進 各離島の特色を生かした園芸作物のブランド化に向けては、市町村、出荷団体、普及機関等との連携を強化し、定時・定量・定品質の出荷が可能となる拠点産地の形成に取り組む。 農林水産物の流通対策の強化については、流通施設の整備、輸送コストの低減など農林水産物の流通条件の不利性解消に取り組む。 域内経済循環の拡大に向けて、生産と流通・加工等が結びついた農商工連携等による付加価値の高い農林水産物の生産及び農林水産加工品の生産・販売・ブランド化に取り組む。	—	これらの項目は、県全体の農水振興策、具体的にはP118の「多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」の施策と合わせて考えることが適当ではないか。 「多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化」 ③ 食品産業等他産業との連携による農林水産物の付加価値向上(119頁23行目) ① 農林水産物の輸送コストの低減対策及び総合的な流通の合理化(119頁2行目) ④ 産地消費等による県産農林水産物の消費拡大(119頁32行目)	【原文のとおり】 島しょ県である本県の地理的不利性の克服に向けて、生産振興と連動したフードバリューチェーンの強化を総合的に推進することが重要であると考えております。離島地域におけるフードバリューチェーンの強化については、県全域の取組みの中で地域特性を踏まえた適切な対応を図ってまいりたいと考えております。
19	4章	P132	23行	輸送コストの低減、水産加工品を含む戦略的な販路拡大など、漁業者の安定的な生産出荷と経営安定に取り組む。	—	農林水産物の流通対策の強化ということで、132ページに輸送コストの低減、行政的なコスト低減と触れられているが、マーケットが求める商品開発では前段階での事業も非常にいろいろ関わってきている。林業、離島フェアや酪農においても、JTAも絡んで実施している。 今後の離島振興ではどう絡んでいけるのか。輸送の面から、当初からいろいろ情報を得ながら絡んでいく方法がないか考えているが、その意味でも「民間の力も活用し」と記載しても良いのではないか。	【原文のとおり】 水産業だけでなく農林水産業全体において、マーケットが求める商品開発での、民間の力の活用は非常に重要だと考えております。これにつきましては、132頁14行に記載している農商工連携等の中に民間の力も含まれておりますので原文どおりとしたいと思います。
20	4章	P132	30行	漁港・漁場施設の整備、水産物の生産・加工・流通体制の整備、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進するとともに、地震や津波等の災害に強い漁港・漁村づくりに取り組む。	—	132ページの30行目の「漁港・漁場施設の整備」から「漁村づくり」までの3行にとっても大事なことが3つ盛り込まれている印象がある。インフラ整備と体制整備と品質管理の話がまとめて記載されている。それも非常に大事ではあるが、例えば30行目に、消費者ニーズに対応した品質管理・衛生管理体制の強化等を推進すると書かれているが、消費者ニーズが島外に物を販売することを前提に考えると、表現としては少し緩い印象がある。 マーケット側ではHACCPなどの規制が強化されているので、島外に流通するものであればリスク管理やマーケット側のルールや規制に対応することが必須になっている。なので、消費者ニーズだけでなく、島外に流通するものに関しては体制を強化することを明確に記載した方がよい。	【原文のとおり】 ここで記載しております品質管理や衛生管理体制は、食品衛生法の改正に伴って義務化されたHACCPに沿った衛生管理への対応(施設整備、管理体制の強化・推進等)に関するものです。 法と素案では島の内外を区別しない体制強化を想定していることから、原文どおりとさせていただきます。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
21	4章	P132	33行	デジタル技術等を活用したスマート農林水産業など、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備に取り組む。	デジタル技術等を活用したスマート農林水産業など、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備や流通販売の支援等に取り組む。	132ページの19行、23行、33行に、水産資源を育む漁場環境の適切な保全と管理の問題など記載があり、この中で例えば33行目にあるデジタル技術等を活用したスマート農林水産業などを生かして地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備と書かれている。この技術を活用するところでは、生産基盤の整備だけではなく、流通販売体制まで含めるといいのではないかと。流通販売に関しては6次産業化の話もあるが、他の離島地域でも、例えば対馬では漁業が盛んで、ICTを駆使して魚群を探知して捕り過ぎない持続可能な漁を行う団体もある。その方々が捕った魚を神経締めして、最近はやりの熟成をさせて本土エリアに直接流通させる取組なども行っている。そういうものでもデジタル等を駆使して持続可能な水産業に取り組んでいるので、流通販売まで網羅していればと考えたところである。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。水産業に限らず、第一次産業と第二次産業では、委員が示された様な流通販売体制と一体となった取り組みが重要で、地域の特徴や実情等を踏まえた独自の取り組みが必要になってくると考えています。このことから委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正します。
22	4章	P132	33行	デジタル技術等を活用したスマート農林水産業など、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備に取り組む。	デジタル技術等を活用したスマート農林水産業など、地域特性と多様なニーズに対応する幅広い生産基盤の整備や流通販売の支援等に取り組む。	昨年3月にまとめた『総点検報告書』では、離島農業の担い手の問題に関して、 ◇高齢化が進み、担い手が不足していることから、農林水産業、農業と関連する食品加工工業等を支える担い手の育成や技術支援を行う ◇新規就農者の長期的な育成・確保に向けて、青年、女性、農外からの新規参入者など、幅広い層への研修の充実を図る ◇「雇用就農」の促進、受け皿の農業法人の育成、就農希望者とのマッチングなどを推進するといった対策を挙げている。しかし、<離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興>(素案P131～132)を読む限り、離島農業の担い手問題、就業者減少への対応は見えてこない。 <農林水産業を支える多様な担い手の育成・確保>(素案P175) <担い手の経営力強化>(素案P120～121) それぞれの項目に記された施策で、離島地域もカバーするということが。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。水産業に限らず、第一次産業と第二次産業では、委員が示された様な流通販売体制と一体となった取り組みが重要で、地域の特徴や実情等を踏まえた独自の取り組みが必要になってくると考えています。このことから委員の意見を踏まえ、左案のとおり修正します。
23	4章	P133	10行	魅力ある特産品開発については、多様化・高度化する市場ニーズを的確に捉えた新たな製品開発の促進支援に取り組む。	—	島でお土産を探しても、島外製品が多く購買意欲をそがれる。ありきたりの油みそやちゃんすこう、島とうがらしでも粟国島のように、島の作物を入れて作られた価値は高い。	【原文のとおり】 商工労働部においては、産学官連携開発支援事業において、地域資源を活用した製品開発の支援を行っている。 市場ニーズを的確に捉えた県産素材による製品開発は、付加価値が高く、競争性があると考えているため、新たな振興計画においても、引き続き促進支援に取り組む。 企画部においては、離島特産品等マーケティング支援事業において、離島の特産品等を対象として、外部専門家等によるハンズオン支援、ブランディングや販売戦略の構築に向けた支援に取り組む。以上のことから、原文どおりとした。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
24	4章	P133	13行	工芸産業の担い手確保については、技術研修を通し、高度な技術の継承と新たなニーズに対応できる人材の育成に取り組む。	—	島内の機動力ある人材は多くの役割を担っており、新たな事業に取り組める時間がない住民が多い。島外や県外にも呼びかけ、島の魅力を体験しながら工芸産業の担い手になってもらおうと、島への定住の機会にもなる。	【原文のとおり】 各工芸産地においては販促活動や工芸体験等伝統工芸品に触れあう機会創出に努めているところであり、このような活動を広く情報提供する。あわせて3月末開館予定のおきなわ工芸の杜において伝統工芸品を一堂に集めてそれぞれの魅力を紹介することとしており、県内外の方への情報発信に取り組む。素案への追記は行わず、委員の意見を踏まえ、施策を実施していく中で検討していく。
25	4章	P133	16行	②特産品の販路拡大・プロモーション支援	—	133ページの②特産品の販路拡大・プロモーション支援について、「少量・多品種・高付加価値商品の島外への販路拡大を目指し」とあるが、そもそも少量で生産されているものがマーケティング以前に販路拡大しにくいものが多いことについて何らか配慮する必要があるのではないか。特に個人事業主や零細事業者が多いので、その方々が加工における技術や島外に流通する際の細菌検査レベルの意識の部分でかなりボトルネックがあるように感じている。 施設やノウハウ、販売管理に関するマーケットレベルの意識や知識が不足していることが問題になるので、島外の企業、ノウハウを持っている人物とのパートナーシップにより、販路拡大を目指す製造体制の強化が必要になってくると思われる。 沖縄県の最近の事例では、ユニオンが離島フェアを実施しているが、担当の方に話を聞くと、実費で島を歩き来しながら販路拡大ができるような体制、流通を拡大するための支援を行っているとのこと。そういう方々との連携が増えるような記述が必要である。	【原文のとおり】 離島特産品等マーケティング支援事業では、小規模離島事業者を含め、離島特産品の販路拡大やブランディングを始め、HACCPへの対応等、島外流通も念頭に置いた支援を行っているところであります。また、離島フェアにおいても食品衛生法及び食品表示法の講習を実施しているところであります。
26	4章	P133	26行	離島や地域別における目標値を明確にするなど、離島単位、地域単位の戦略の構築も重要である。その際には、観光収入等の目標の設定、現地での消費額や地元収益の拡大に向けた方策、最適な入域観光客数の設定を含む検討やシミュレーションの実施が必要である。	離島や地域別における目標値を明確にするなど、離島単位、地域単位の戦略の構築も重要である。その際には、 <u>観光客数</u> 等の目標の設定、 <u>一人当たり観光消費額</u> や地元所得の向上に向けた方策、 <u>最適な入域観光客数の設定を含む検討やシミュレーションの実施に加え、持続可能な観光に関する取組についてモニタリングや分析を行うこと</u> が必要である。	133ページのウ 持続可能で高品位な離島観光の振興の点で、26行目に「離島や地域別における目標値を明確にするなど、最適な入域観光客数の設定を含む検討やシミュレーションの実施が必要である。」と書かれているが、シミュレーションだけではなく、問題を未然に防ぐためのモニタリングや観光従事者の所得も含めて観光が持続可能な産業として振興できているかという視点での分析が重要になるので、 <u>モニタリングや分析</u> についての追加を検討してもらいたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 県では、観光客、県内事業者、県民が持続可能な観光に関する取組について認識し行動しているか把握するための調査を行うこととしており、委員のご意見を踏まえ左案のとおり修正いたします。
27	4章	P134	13行	離島地域の自然・生態系、景観・風景、独自の伝統芸能・祭祀、生活文化等が尊重され、それらの価値が旅行者・観光客と共有されるレスポンス・ツーリズムの振興に取り組む。	離島地域の自然・生態系、景観・風景、独自の伝統芸能・祭祀、生活文化等が尊重され、それらの価値が旅行者・観光客と共有される <u>よう</u> 、 <u>持続可能な観光を推進するためのルールや文化の違い等について観光客に周知するなど</u> 、レスポンス・ツーリズム(<u>責任ある観光</u>)の振興に取り組む。	②「環境に配慮した持続可能な観光の推進」の理念として掲げているレスポンス・ツーリズムの具体的な取り組みが見えにくいので、21行目の「自然環境等の保全と持続可能で高品位な観光振興の両立」をレスポンス・ツーリズムとし、新沖縄発展戦略147pを参考にレスポンス・ツーリズムの重要事項を追記した。レスポンス・ツーリズムのプロモーションに当たっては、地域の自然・文化の尊重を重視する必要があると考える。また保全利用協定以外のルール作りも想定し「等」を追記した。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 レスポンス・ツーリズムについては、P134・13～15行目に記載していることから、当該箇所を追記します。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
28	4章	P134	21行	②環境に配慮した持続可能な観光の推進 自然環境等の保全と持続可能で高品位な観光 振興の両立に向けては、観光面でのプロモ ーション支援や保全利用協定締結の普及による 適正利用のルールづくりを推進し、自然環境等 に配慮した持続可能な観光地づくりに取り組 む。	—	134ページに、②環境に配慮した持続可能な観光 の推進の項目があるが、これに対する取組が134 ページに書かれていて、見てみると取組が始まった ばかりということもあって、具体的な事業、どうい うことをするのか少し見えにくいところがある。 箇所は、最後の21行目のパラグラフの保全利用 協定が現行で行われている持続可能な観光に関 する表記である。保全利用協定は、具体的には観 光地の場所に入る事業者がいろいろなルールを決め て、その資源を守りながら使っていくやり方である が、イメージとしてはこの自然版や文化版をこれか ら広めていこうと考えているのではないかと思う が、これも事業の中(本文)にいれてもらえないか。 そうすると、21行目の「保全利用協定」の前に「観光 面でのプロモーション」とあるが、青い海、青い空、 お客さんにどんどん来てくださいとは違うプロモ ーションの仕方になるかと思われる。	【原文のとおり】 保全利用協定制度の推進により、自然環境の保全と 利用のバランスを図ることができると考えております。 保全利用協定制度の推進については、p38、28行目 で、保全利用協定締結の促進に取り組むとしており、 その中で対応していきたいと考えています。具体的 な記載について、どのような内容とするかも含めて検討 します。
29	5章	P156	21行	全国の小学校や中学校から離島の小中学校や 高等学校へ入学する「離島留学」について、市 町村等と連携し情報発信に取り組む。	全国の小学校や中学校から離島の小中学校や 高等学校へ入学する「離島留学」について、市 町村等と連携した 受け入れ団体の支援 や情報 発信に取り組む。	離島留学については、受け入れ団体の体制が不 十分な場合に、留学生や保護者との間でトラブル が生じるケースがみられる。情報発信を支援する 場合は、その後の責任も伴うため、受け入れ団体 の体制を補強するサポートも同時に行ってほしい	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 市町村立の小中学校や高等学校については、県や市 町村の関係部局と連携するとともに、離島の留学セン ターについては、離島市町村と連携し受入団体の支 援のあり方について検討してまいります。
30	4章	P157	4行	イ 離島を核とする関係人口の創出と移住促進	—	離島を核とする関係人口の創出は、新たに生じた 課題に位置づけられた重要事項である。しかし、施 策そのものが、貧弱かつ不十分である。離島過疎 地域の持続可能な地域づくりということを前提に、 沖縄県として次のような取組を打ち出すべきではな いか。(2/3) 関係人口創出と新しい地域づくりへの取組として ①島に関心を持つ人材と地域を結ぶマッチング事 業 *「沖縄離島案内所」(仮称) ②快適なリモートワークを支える環境整備(滞在、 就労、生活、居住等) ③新たな関係人口創出を視野に入れたレスポンシ ブルツーリズム等の推進 *島の魅力や価値を旅行者や観光客が共有する レスポンシブルツーリズムは、関係人口創出を導く 新たな手立てとなる。ユニバーサルツーリズムを通 じた観光困難者(障害者、高齢者、療養者等)とそ の家族などを対象とする新しい関係構築も考えら れる。	【原文のとおり】 委員ご指摘のとおり、関係人口の創出・強化につい ては、多様な手法で取組を図る必要があるものと認識し ております。 ご提案を含めた、個別具体的な取組(事業)につい ては、「新たな振興計画」の施策展開を具体化する「新 たな実施計画」や「新たな離島振興計画」に反映した いと考えております。 なお、今年度から新たに、離島・過疎地域の関係人口 を創出するために、地域交流・共創型ワーケーション の実証事業を実施しているところです。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
31	4章	P157	4行	イ 離島を核とする関係人口の創出と移住促進		離島を核とする関係人口の創出は、新たに生じた課題に位置づけられた重要事項である。しかし、施策そのものが、貧弱かつ不十分である。離島過疎地域の持続可能な地域づくりということを前提に、沖縄県として次のような取組を打ち出すべきではないか。(3/3) 移住・定住の促進と多様な滞在・居住への対応として「農業等の新規参入者等が来ても定住する住居がない」、「沖縄の離島では空き家が活用されていない」等の実状を踏まえた取組が検討できないか。 (例) 公営住宅の入居要件を充実させない様々な主体(Uターン者等)に適応する住宅整備 (例) ワークーションを含む多様な滞在・居住のニーズを踏まえた住居等の提供	【原文のとおり】 離島・過疎地域において、空き家の利活用は移住受入や地域活性化の観点から重要であると認識しております。これまで、沖縄県移住受入協議会で利活用に向けた議論や研修会を開催するなど、他県・県内事例の横展開を行っているところであり、今後も具体的な利活用に向けて市町村及び関係部局と連携して、取り組んでまいります。 なお、「2-(7)-イ③公営住宅の確保及び空き家等の活用(P74)」の中で移住を含めた定住条件の整備を図るため、市町村と連携した空き家の活用に取り組むとしており、ご意見を包含した内容が記載されているものと考えております。 離島における空き家対策は2-(7)-イのとおりであり、県としては関連事業である「空き家再生等推進事業」、「空き家総合対策支援事業」による移住・定住を目的とした空き家の利活用などを推進しているところです。今後も、離島市町村との連携を図りつつ、空き家の利活用に取り組んでまいります。
32	4章	P157	10行	本県のリゾート地としての優位性を生かしたワーケーション需要の取り込みに向け、市町村や関係団体と連携の下、宿泊施設でのコワーキングスペースの設置支援や情報インフラの整備促進など、働きながら離島地域での休暇を満喫できる環境整備に取り組む。	本県のリゾート地としての優位性を生かしたワーケーション需要の取り込みに向け、市町村や関係団体と連携の下、宿泊施設でのコワーキングスペースの設置支援や情報インフラの整備促進など、働きながら離島地域での滞在を満喫できる環境整備に取り組む。	「休暇を満喫」ではなく「滞在を満喫」に変更して頂きたい。休暇に限定しないこと。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。
33	4章	P157	16行	ワーケーション来訪者や地域振興に関心のある企業と接する機会を設けるなど、関係人口との連携による新しい地域づくりに取り組む。	ワーケーション来訪者や地域振興に関心のある企業と接する機会を設けるなど、関係人口との連携による新しい地域づくりに取り組むほか、市町村による取組を推進するために必要な支援を行う。	離島を核とする関係人口の創出は、新たに生じた課題に位置づけられた重要事項である。しかし、施策そのものが、貧弱かつ不十分である。離島過疎地域の持続可能な地域づくりということを前提に、沖縄県として次のような取組を打ち出すべきではないか。(1/3) ①関係人口の創出・拡大と新しい地域づくりに関する調査・研究等の推進 ②関係人口との連携による活性化や地域づくりを目指す市町村(特に離島・過疎地域)の取組への支援	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 調査・研究にしましては、国の関係省庁において有識者懇談会や実証事業等の取組結果が報告されているなど、本県においても参考にできる部分があるものと認識しております。市町村の支援に関しては、地域の自発的な取組を促進する観点からも重要であるため、ご意見を踏まえて左案のとおり修正します。
34	5章	P183	1行	一方、国境離島を含む本県離島の存在は、我が国南西端の(～略～)など、我が国及び国民の利益の確保と増進に重要な役割を果たしている。 我が国の国益と国民生活に大きく寄与している離島の重要な役割に鑑み、(～略～)	一方、国境離島を含む本県離島の存在は、我が国南西端の(～略～)など、我が国及び国民の利益の確保と増進に重要な役割を果たしている。 また、豊かな自然環境、独自の文化を有する離島の振興発展は、社会、経済及び環境の三つの側面を調和させて取り組む必要性が高く、SDGsの理念に沿った「課題解決先進地」として位置づけ、取り組んでいく必要がある。 我が国の国益と国民生活に大きく寄与している離島の重要な役割に鑑み、(～略～)	182pの22行目から始まる「解決の意義」について、3番目のパラグラフの後に、「課題解決先進地」としての意義を追記してはどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
35	5章	P183	3行	～権益の確保、広大な水域における持続的な水産資源の利用による安定的な食料供給など、～	～権益の確保、 地域資源や生産環境を生かした農業生産 や広大な水域における持続的な水産資源の利用による安定的な食料供給など、～	新しい沖縄振興計画の中でも'離島過疎地域が生産地として果たしている大きな役割'がより明確に読み取れるように、適切な配慮をいただきたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。
36	5章	P183	19行	領海、排他的経済水域など(～略～)とともに、自然・文化など多様な魅力を有する島々を良質かつ貴重な観光資源として積極的に活用するなど、離島の多様かつ特色ある魅力を発信する。	領海、排他的経済水域など(～略～)とともに、自然・文化など多様な魅力を有する島々を良質かつ貴重な観光資源として 持続可能な方法 で活用するなど、離島の多様かつ特色ある魅力を発信する。	最初のパラグラフで「持続可能な発展をたしかなものとする」としているので、このパラグラフでも意識して伝えてはどうか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 左案のとおり修正する。
37	6章	P194	5行	(3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展	—	世界自然遺産に指定されたやんばると西表の地域については、管理計画を立てて、その下で普遍的な価値を利用していく計画が出されていると思う。沖縄島北部、西表の両方とも持続的観光マスタープラン、来訪者管理計画等の計画が既にある。これは上位計画である管理計画の具体的な計画として挙がっているが、それが本文の中に出てこない。文面を見ると、沖縄県も名前を連ねている計画の分野別計画のような形になっているので、「これを踏まえる」、「これに基づき」のような形で入れておいたほうがいい。	【原文のとおり】 委員ご指摘のとおり、世界自然遺産に登録されました奄美・沖縄では、4島を包括的に管理するために関係行政機関による「世界自然遺産推薦地包括的管理計画」が策定されております。また、同計画に基づき、地域環境の保全と持続可能な観光を推進するための観光管理計画が4島毎に策定されているところで。今後も、両地域では両計画に基づき、環境保全と持続的な利活用の両立を図ることとしておりますが(P36・11行、P199・25行、P231・21行を修正予定)、振興計画の性格上、他計画名を記載することは馴染まないため、計画名は記載しておりません。そのため、委員ご指摘の箇所についても、同様の対応といたします。(修正例:P36・11行) □…普遍的価値を維持できるよう、自然環境の保全体制の構築及び適正な観光管理に取り組む。
38	6章	P194	13行	北部圏域及び八重山圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する環境共生型社会の構築を図るとともに、	—	7月26日に世界遺産一覧表への記載が決定されたことを受けて、時点修正してはどうか。その際、登録の要件となった「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」及び地域別の管理計画である①「沖縄島本島北部における持続的観光マスタープラン」、②「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」が策定されているので、明記してはどうか。	【原文のとおり】 新たな振興計画期間中に、現行計画の名称変更であったり、新たな方針に基づく新計画を策定することなども予想されるため、上位計画である振興計画の記載において矛盾が生じないように個別計画名は記載しておりません。また、これまでの環境部会や関係市町村等の意見を踏まえるとともに、包括的管理計画に基づいた対策を実施するものとして、下記のとおりに修正する予定です。(199p・25行) 世界自然遺産に登録された沖縄島北部で、希少種の密猟・盗採防止、ヤンバルクイナのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進する。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
39	6章	P195	18行	環境等に配慮した保護の観点にとどまらず、新たなビジネスの推進力となる環境づくりや地域のブランド価値の向上に向けて、県独自の戦略的なローカルルールを設定を検討していく必要がある。	「環境等に配慮した保護の観点にとどまらず、新たなビジネスの推進力となる環境づくりや地域のブランド価値の向上に向けて、 観光管理などローカルルールの設定について 検討していく必要がある。」	なぜこの文章がこの項目の中にあるのかスッキリしない。違和感が拭えない。‘新たなビジネス創出’‘地域のブランド価値の向上’につながるローカルルールの設定を「小・中規模離島や過疎地域の持続可能な地域づくり」のために行うという趣旨とする、いささか理解しにくい感がある。 もともと「新しいビジネス交流拠点」に関する文脈で取り上げられていた文章だったのではないかと、「小・中規模離島や過疎地域」の項目の中に紛れ込んできたのではないかと、という印象もある。 「ビジネス交流拠点」あるいは別の項目で、改めてこの文章の位置づけを確認・検討するの一案と思うがどうか。 「小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり」の一環でローカルルールを扱うということであれば、取組の内容を含め、分かりやすく説明してほしい。「ローカルルール」：特定の地域や場所、組織・団体などで適用されるルール(第4回)追加の意見であるが、ローカルルールについて、観光管理を主眼とすることが最も明快ではないか。(例えばパラオは海洋環境を守るために日焼け止めの使用を禁止しているなど。)現在検討中ということだが、観光管理と環境保全を主眼に適切な記載場所を検討してはどうか	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。
40	6章	P198	19行	(1)北部圏域	—	世界自然遺産地域でヤンバルクイナ、西表だったイリオモテヤマネコの事故死がかなり起きている、今年もヤンバルクイナは例年より早いペースで事故死が起きているので、このロードキルの問題や、あるいはツーリングの問題も含めて何らかの対応策を打ち出すべきではないか。	【原文のとおり】 ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなどのロードキル対策については、世界遺産委員会からの要請事項の1つとして、その対応を求められています。今後は、環境省、沖縄県など関係行政機関や専門家による会議を立ち上げ、ロードキルの発生や対策の実施状況を踏まえ、遺産区域内における今後のロードキル対策の取組方針を定めることとなっております。その取組方針を踏まえ、環境部のほか、関係部局や関係自治体と連携をとりながら対策に取り組んでいきます。
41	6章	P198	19行	(1)北部圏域	—	中南部とやんばるの過疎地域の格差という問題、それを解消するための何らかの方策を書き込むことはできないか。やんばるの地域資源の付加価値をどう高めていくかということが考えられないか。	【原文のとおり】 過疎地域の対策については、P195の23行目に記載しているとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、県過疎方針並びに県及び市町村計画を策定し、地域の実情に応じた過疎対策に取り組んでいくこととしております。 県としましては新たな振興計画と、やんばるの過疎地域を対象とする関連計画を、それぞれの目的に沿って相互に補完させる施策体系を構築することにより、当該地域の格差の解消を含めた県土の均衡ある発展に取り組んでまいりたいと考えております。
42	6章	P199	15行	北部圏域においては、世界自然遺産登録地にふさわしい人と自然が共生する環境共生型社会の構築や国際的な学術研究、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組む。	北部圏域においては、世界自然遺産登録地であり、 沖縄本島の重要な水源地であることから 人と自然が共生する環境共生型社会の構築や国際的な学術研究、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組む。	北部三村は世界自然遺産の登録地であると同時に、沖縄本島の水源地、私は常に命の水を育む水源地域という表現を使っているが、北部三村は水源地域でもある。何らかの形で水源地域の振興に触れられないか。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。

(別紙1)

							離島過疎地域振興部会
番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果(案)
43	6章	P199	24行	国や北部3村、関係団体と連携して「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を見据え、その適正管理に取り組む。	—	7月26日に世界遺産一覧表への記載が決定されたことを受けて、時点修正してはどうか。その際、登録の要件となった「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」及び地域別の管理計画である①「沖縄島本島北部における持続的観光マスタープラン」、②「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」が策定されているので、明記してはどうか	【原文のとおり】 新たな振興計画期間中に、現行計画の名称変更であったり、新たな方針に基づく新計画を策定することなども予想されるため、上位計画である振興計画の記載において矛盾が生じないように個別計画名は記載していません。 また、これまでの環境部会や関係市町村等の意見を踏まえるとともに、包括的管理計画に基づいた対策を実施するものとして、下記のとおり修正する予定です。 (199p・25行) 世界自然遺産に登録された沖縄島北部で、希少種の密猟・盗採防止、ヤンバルクイナのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進する。
44	6章	P205	20行	【追加】	「過疎地域であり、世界自然遺産登録地であると同時に、県民の水源地域である北部三村においては水源地域の振興による持続可能なまちづくりを図る。」	過疎である北部三村においては水源地域のメリットを生かした地域づくりが喫緊の課題であることから、北部三村においては、205ページの「オ 持続可能なまちづくりの推進」の項において、「過疎地域で世界自然遺産登録地であると同時に、県民の水源地域である北部三村においては水源地域の振興による持続可能なまちづくり」という推進の文言を入れていただきたい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。
45	6章	P214	12行	ICTを活用した遠隔教育や遠隔医療を推進するとともに、島しょ地域の魅力を生かしたワーケーションや空き家の利活用を促進する。	ICTを活用した遠隔教育や遠隔医療を推進するとともに、島しょ地域の魅力を生かしたワーケーションや移住用住宅・コワーキングスペース(※共同職場スペース)等としての空き家の利活用を促進する。 ※北部、中部、南部に同じ表現反映 (P206.214.222) ※注釈 共同スペースはP157、11行目に記載	空き家の利活用を促進することが一つの文の中に入っているが、具体例がないため分かりにくい。遠隔教育やワーケーションについてと同様具体的な取り組みを明示した方が分かりやすい。	【委員意見を踏まえ該当箇所を修正】 委員意見を踏まえ、左案のとおり修正する。 空き家の利活用については、市町村等において地域の実情に応じた取組が図られており、県としても市町村等と連携した空き家の活用に向けて取り組むこととしているため、委員のご意見を踏まえて左案のとおり修正いたします。 ※北部、中部、南部に同じ表現で反映(P206.214.222)
46	6章	P231	21行	世界自然遺産登録を見据えた西表島においては、地域との連携による自然遺産管理や持続可能な観光地マネジメントなど環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進する。	—	7月26日に世界遺産一覧表への記載が決定されたことを受けて、時点修正してはどうか。その際、登録の要件となった「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」及び地域別の管理計画である①「沖縄島本島北部における持続的観光マスタープラン」、②「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」が策定されているので、明記してはどうか。 (第4回)振興計画の中では個別の計画名は記載しないとしても、原文のままでは不十分な印象がある。やはり富永委員の意見をできる限り反映すべきではないか。また、圏域別(第6章)であれば、具体性を重視して計画名を記してもいいのではないか。	【原文のとおり】 新たな振興計画期間中に、現行計画の名称変更であったり、新たな方針に基づく新計画を策定することなども予想されるため、上位計画である振興計画の記載において矛盾が生じないように個別計画名は記載していません。 また、また、これまでの環境部会や関係市町村等の意見を踏まえるとともに、包括的管理計画に基づいた対策を実施するものとして、下記のとおり修正する予定です。 (231p・21行) 世界自然遺産に登録された西表島で、イリオモテヤマネコのロードキル対策など地域と連携した自然遺産管理や適正な観光管理など、環境保全と持続的な利活用の両立を図る取組を推進する。

関連体系図(案)に対する修正意見審議内容一覧

① 主要指標					離島過疎地域振興部会
基本施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
2-(7) 離島における安全・安心な生活の確保と魅力ある生活環境の創出	離島市町村における年少・老年人口に対する生産年齢人口の割合	小・中規模離島と本島過疎地域の人口及び生産年齢人口の割合	-	生産年齢人口とは15歳以上65歳未満の人口のことであり、あえて「老年人口」という表記をする必要はないと考えます。また、今後、沖縄全体が人口増から人口減の基調へ移行することも指摘される中、当該「離島人口」の指標設定は難しいが、個別計画に落とし込む前に、全体の沖縄振興計画の中で「小・中規模離島及び過疎地域」の人口の検証や人口動態を可視化することが重要かつ必要ではないか。	【委員意見を踏まえ変更】 ご意見を踏まえ、指標を「小・中規模離島と本島過疎地域の人口及び生産年齢人口の割合」に変更したいと考えております。
4-(4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出	離島人口社会増数	離島・過疎地域人口社会増数	-	離島の人口の社会増数を指すという社会増の中身を具体的にすべき。(社会増の中身が一体誰なのかを意識しておきたい。島の将来を担う人を社会増の中身にすれば、例えば40代以下、年代でわけ、子育て層にする、年少人口など、誰をターゲットにするのかを明らかにしておきたい。)	【委員意見を踏まえて変更】 離島・過疎地域においては、人口減少による社会サービスの低下や地域の担い手不足に伴う地域コミュニティ活動の存続などが危惧されており、各市町村の実情に応じた移住定住施策が実施されております。各地域が求める人物像(ターゲット)は地域毎に異なっていることから、社会増の具体的な中身(ターゲット)を主要指標にすることは困難と考えております。 一方、県・市町村が移住定住施策を促進することにより、離島・過疎地域を含む県全体でバランスの取れた人口の維持、増加に繋げるため、指標を変更いたします。
計画展望値(社会)	離島人口	-	-	「離島人口」に加えて、次の計画展望値を設定してはどうか。 ◇小・中規模離島の人口 (1)37の有人離島から「宮古島」「石垣島」を除いた35島の人口 (2)15の離島市町村から「宮古島市」「石垣市」を除いた13町村の人口 ◇離島過疎地域の人口 (1)離島市町村と北部過疎地域4町村の19市町村 (2)離島と北部過疎の19市町村から「宮古島市」「石垣市」を除いた17町村の人 (第4回) 小・中規模離島や過疎地域の人口を何か設定できないかという意見であり、計画展望値に特定して追加の設定を求めたわけではない。つまり横並びの計画展望値はふさわしくないとされるので、それ以外を含めて検討をお願いしたい。細分化は求めていない。ただ、小・中規模離島、また離島過疎地域の人口の見える化、可視化が、関連施策の的確な実施にも、検証にも必要ではないか。また、県土の広域的な方向での柱の1つに、(本編194ページ)、「小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり」が据えられている。それにも関わらず人口の検証は行わない、参考値の設定も検討しないということであれば、その理由を伺いたい。つまり、計画展望値以外、参考値、ふさわしいかどうか分からないが、設定の検討を改めてお願いしたい。	【原案のとおり】 新たな振興計画の計画展望値については、将来像実現のために実施される諸施策の成果等を前提に、社会・経済・環境それぞれの枠組みを総括する見直し値としての性格を有していることから、項目を細分化することはあまり望ましくないと考えております。

(別紙2)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
2-(7)-③ 地域特性に応じた島内移動手段の確保	離島における乗合バス利用者数	—	—	「地域特性に応じた島内移動手段の確保」に対してのKPI、成果指標が、「離島における乗合バスの利用者数」とある。島の規模にもよるが、そもそもバスという表現でいいのか。地域特性に応じた移動手段で、乗り合いバスに限らず、本当に幅広くいろいろな車両が検討されていくのではないかと。	【原文のとおり】 離島における島内移動手段は、乗合バス以外に、レンタカー、タクシー、レンタサイクル、宿泊事業者による送迎等が担っており、地域特性に応じた様々な移動手段が検討され得るものと認識しております。しかしながら、主要な公共交通機関である乗合バスは、離島住民の移動の利便性に資するとともに観光客の利用も期待できるため、「離島における乗合バスの利用者数」を成果指標としております。
3-(10)-① 個性的で魅力のある特産品開発支援	工芸品生産額(離島)	—	—	素案では、工芸品に限っているが、特産品開発支援(インプット)に対するアウトプットは工芸品に限られるものではないので、「等」を付けて、特産品開発支援の成果を広く拾えるようにしてはどうか。	【原文のとおり】 工芸品生産額については、工芸産業実態調査を行っていることから、指標として選定しております。一方、離島の特産品等生産額については、調査データが無いことから、原文のとおりとしたいと考えております。 なお、離島の特産品等については、外部専門家等によるハンズオン支援、ブランディングや販売戦略の構築に向けた支援を行っております。
3-(10)-① 着地型観光プログラム等の定着	離島地域への入域観光客数及び一人当たり観光消費額	—	—	「施策①着地型観光プログラム等の定着」の成果指標が入域観光客数だが、人数で数えてしまうと質がおろそかになってしまわないか。	【原案のとおり】 成果指標に記載のとおり、指標は「離島地域への入域観光客数及び一人当たり観光消費額」としており、量と質の向上を図ることとしております。
3-(10)-① 着地型観光プログラム等の定着	離島地域への入域観光客数及び一人当たり観光消費額	—	—	量を追う観光から質を重視する観光への転換を含め、離島観光の担い手/人材の育成を主眼とする成果指標を設定できないか。	【原案のとおり】 当部の観光統計実態調査を出所と考えているのであれば、宮古エリア、八重山エリアといった大まかな単位でしか数値が取れないため、適切でないと考えます。 また、観光の質の向上により観光消費額の増加につながることから、原案のとおり離島地域(宮古圏域、八重山圏域、久米島)への入域観光客数及び一人当たり観光消費額を成果指標と致します。

(別紙2)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
4-(4)-② 離島訪問の促進	離島地域への入域観光客数	-	-	<p>・「施策②離島訪問の促進」の成果指標が入域観光客数になっているが、数ではないのではないかと。</p> <p>・関係人口の創出であればビジネス滞在者や帰省者も含まれる。観光客に限定すると、施策が限定的なものとなり、地域にとって重要な関係人口の創出が計りにくくなる可能性がある。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>当該成果指標については、『4-(4)離島を核とする交流と関係人口の創出』のうち、『ア離島と本島・県外との交流の促進』の『②離島訪問の促進』に係る指標として設定しているところであります。</p> <p>関係人口の創出については、次の『イ離島を核とする関係人口の創出と移住促進』における施策テーマであり、本施策(②離島訪問の促進)の成果指標としては、離島訪問の促進による成果は主に観光客数として現れると考えられることから、当該指標を活用することとしております。</p> <p>また、観光の『質』を図る指標については、『一人あたりの観光消費額』等が考えられますが、他の施策(③-(2)ウ⑤『観光消費額向上に資する新たな拠点形成や観光プログラムの創出』)でも使われているところであるため、現指標のとおりにしたいと考えております。</p>
4-(4)-① 離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進	国内客の離島宿泊客数	テレワーク・ワーケーション推進施設利用者数	-	<p>・「施策①離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進」は、長崎県の五島市をはじめワーケーションを推進している地域がたくさんあって非常にいい例が出てきているが、この成果指標が「国内客の離島宿泊客数」では、どれくらい進んでいるかは測れないので、例えば「ワーケーションができる施設数」あるいは「ワーケーションとしてやってくる方の利用者数」という形も検討できるのではないかと。</p> <p>・宿泊客数だけでは正確な結果が読み取れない。まずはビジネス滞在を希望するテレワーカーが利用できる施設を可視化する必要があり、そのうえでテレワーク・ワーケーションの受け入れや推進を行う施設の利用者数を把握できれば実態が読み取りやすくなると考える。</p>	<p>【委員意見を踏まえ変更】</p> <p>内閣府が実施している、沖縄テレワーク施設整備事業(R2～R3)において、離島地域も含めて県内各地でテレワーク施設が整備されていることも踏まえ、ご意見のとおり、「テレワーク・ワーケーション推進施設利用者数」に指標を修正します。</p>

(別紙2)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
4-(4)-① 離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進	国内客の離島宿泊客数	離島・過疎地域におけるテレワーク・ワーケーション推進施設の利用者数及びテレワーク人材等の登録者数	-	鯨本委員のご意見も受け、「テレワーク・ワーケーション推進施設の利用者数」への変更は適切な対応と思う。その上で「離島におけるテレワーク、ワーケーション等の推進」のうち、テレワークに関しては、離島住民のテレワーク推進(環境整備、人材育成)がより重要ではないか。＜離島の新しい雇用創出＞を主眼とするテレワーク人材育成の成果指標を検討して頂きたい。	【委員意見を踏まえ変更】 離島におけるテレワークの推進を図るうえにおいて、離島の雇用を確保するという観点も重要であることから、委員の意見を踏まえ、「離島におけるテレワーク・ワーケーション推進施設の利用者数及びテレワーク人材等の登録者数」に指標を修正します。
5-(1)-② ICT等を取り入れた教育環境の整備及び充実	離島高校生の教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	-	-	コンピュータの台数だけでは実際に活用されていなくても、台数がクリアできれば成果指標をクリアしたことになる。子どもたちの学びに成果があったかを計るにはICTを活用した授業時間を指標としたほうがよいのではないかと考えております。	【原案のとおり】 委員提案の指標を採用する場合、全学校を対象とした新たな調査が必要となることから、学校現場の負担軽減の観点から現行通りとさせていただきたいと考えております。
5-(4)-① 地域づくりをリードする人材の育成・確保	「地域おこし協力隊」及び「地域おこし協力隊マネージャー」数	市町村において地域づくりをリードする人材の育成人数	-	・「施策①地域づくりをリードする人材の育成・確保」の成果指標が「地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊マネージャー数」とあるが、これは総務省の取組だけの話なので、実際にこれだけでは地域づくりをリードする人材の育成・確保は分からない。また、地域おこし協力隊の定着率の問題もあるので、本当にこの地域をリードする方なのかどうかの疑問が残る。 ・「地域おこし協力隊」およびマネージャーだけでは限定的であり、定着率が低ければ地域づくりを担う人材になりえない。具体的に地域を支える組織の人数を指標としたほうが良いと考える	【委員意見を踏まえ変更】 委員のご意見を踏まえ、「市町村において地域づくりをリードする人材の育成人数」を指標に追加したいと考えております。 地域リーダーの確保・育成については、住民に身近な市町村において、取り組まれているものと認識しており、県調査では、3市において、地域リーダーの育成に関連する指標を確認したところです。 県としては、自治会や青年団等の自治組織の活性化が重要であると考えており、市町村だけでなく、地域おこし協力隊、地域おこし協力隊マネージャー、NPO、企業、大学等と連携し、当該施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。
5-(4)-② 持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成	環境活動を実践するボランティア団体数	-	-	「施策②持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成」とあるが、なぜここは環境保全活動だけなのか？ 気になる。地域社会を支える人づくりの点であれば、「地域福祉」や「教育」で地域に関する活動を行っているボランティアの育成であれば分かるため、環境保全で限定する必要はないのではないかと考える	【原案のとおり】 施策②では、環境保全活動を担うボランティアの育成、支援等について記述していますが、他の分野のボランティアとは、活動趣旨や内容が異なることから、現時点では追記することは困難と考えます。

(別紙2)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
5-(4)-① 医師の確保と資質向上	医療施設に従事する医師数(人口10万人当たり)	—	—	現在、全体医療の中に離島医療が埋没してしまう心配がある。関連体系図の36ページの施策展開ウ「医療・保健などの地域の安全安心を支える人づくり」の中で、施策として医師の確保と質の向上とあるが、成果指標として医療機関に従事する医師数(人口10万当たり)という全体の話だけでなく、離島医療の質をどう評価していくのかも含めて考える必要があるのではないか。	【原案のとおり】 当該項目では、離島に限らず県全体を対象とした施策の展開に関する項目となっておりますので、項目に対応した指標を採用しているところです。
5-(5)-① 多彩で質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保	観光客の沖縄旅行に対する満足度	観光従事者(正規雇用者)1人当たりの平均月額給与	—	「観光人材の育成・確保」の達成状況を「観光客の満足度」で確認するのか。観光人材の育成'に関しては、「研修」や「資格取得」といった具体策も考えられる。総点検報告書では「観光人材育成研修受講者数」を挙げている。(※平成30年度:159名) そうであれば、「離島関係の受講者数」や「離島での研修開催件数」も検討事項だろう。また、第3種旅行業の「離島関係者の資格取得件数」を指標にしてもよいのではないかと。高品位な離島観光の振興を推進すべく、観光人材の育成について、離島が埋没しない指標を検討・設定していただきたい。	【委員意見を踏まえ変更】 成果指標を「観光従事者(正規雇用者)1人当たりの平均月額給与」へ変更致します。

自由意見の一覧 (離島過疎地域振興部会)

【1】

「新たな離島振興計画策定に向けた基礎調査等業務実施報告書（県企画部、R2年2月）の「先進事例分析調査結果まとめ」（p.212）には、離島振興のステークホルダーの一つとして、学術・研究機関の役割が重視されている。一方、沖縄には種々の研究調査機関があるが、離島を対象にした調査研究機関はなく、国土交通省離島振興課が所管している日本離島センターのようなシンクタンクの設置を検討する必要があるとあり、県、沖縄離島振興協議会主導による「公民連携（PPP）」方式が望ましいと考える。

このようなことから、「沖縄PPP/PFIプラットフォーム」を立ち上げ、自治体関係者や民間事業者と連携を強化している沖縄公庫等と連携した離島シンクタンクの設立を検討はしてはどうか。

【2】

離島地域や過疎地域においては、目的地を繋ぐ公共交通ネットワークが最適なのか。目的を達成するための手段は、巡回診療や移動スーパーなども一つの解だと思われる。

例えば古宇利島の島民のソーシャルキャピタルは低くなり、地縁の希薄化という指摘がある。これは「誰一人取り残さない社会」というソーシャルインクルージョンからみれば逆行しています。希薄化の理由は船に乗らないことです。今まではある限られた便数の船に乗るために、乗船場や船内で多様なコミュニケーションが図られてきた。しかし、個々人が車で移動することにより、そのコミュニケーションが無くなった。

離島が繋がれることによる影響の一つである。

【3】

渡名喜や粟国などの小規模離島では、出産や高齢者の介護などの面でいろいろな制約があり、宮古、八重山の様な大規模離島と同様に定住条件を示すことは難しく分ける必要がある。

別紙 3

【4】

小規模離島の定住条件については、基盤整備を行うだけでなく、漁港を水産や旅客、観光など複数の用途に利用するというような基盤の総合力が重要である点も踏まえ検討する必要がある。

【5】

現状どこにいてもインターネットを介して必要な情報を取れるような環境にあるが、問題はそれを使う側にあって、特に島民の方々、本当にインターネットを十分に活用できているのかどうか課題がある。本当はどこにいても簡単に情報が入手できるのだけれども、そういうことを知らずにきている、環境は整備されたが、実際そういうことが活用されてない。その課題をどうやって解決していくのか。

【6】

現振興計画の中で海底ケーブルや面整備は沖縄県を中心にやってもらって条件としては整っている。あとはいかに使いこなせるか、そういう環境をつくっていくかということが行政であり、もしかすると政治であり、通信事業者ではないか。現振興計画でやってきたことを次にどう生かしていくのか、しっかりと書き込む必要がある。

【7】

チャーターヘリの会社があり、沖縄県と座間味村で連携をして、船が台風とか、あるいは定期ドックといったときにはヘリのチャーターに対して助成を出している。沖縄県と座間味村をはじめ周辺離島で行っている助成制度をもう一度見直して、次の振興計画でも継続してできるようにしていただきたい。

【8】

JAなど、地元の職員が退職するたびに、本島から人を送り込んでくると、地域に住宅がなくなる。これを農協が自ら造るということになると、大変な金額になる。この住宅問題は、移住者だけでなく、JAの職員の住宅、あるいは民間の製糖工場も該当する。これを民間任せにしないで、行政としてもあ

別紙 3

るいは国としてどう対応していくのかという議論は必要ではないか。

離島問題は地域経済をどう黒字化していくのか。若者を呼び込み、住宅問題をどうするのか、移住者の人たちをどうするのか、企業の職員をどうするのか。その辺をやらないと、人口減少にも歯止めがかからない。人口減少に歯止めをかけるにはどうすればいいのかというのが、離島経済を振興していく上での議論の柱にぜひ据えてもらいたい。

【9】

森林学の立場から緑地帯、防風林や防潮林、海岸防災林などのいわゆるグリーンインフラと言われる緑地が大変少ない、どの離島もである。石垣は多いかなという感じだが、よくよく見るとやはり少ない。宮古などは、本当に樹林帯がほぼ少ない状態でグレーインフラ、コンクリートで造られた防災施設、減災施設はあるかもしれないが、それにプラス、きちんとした防風林、防潮林、海岸防災林をグリーンインフラとして作る。それを緑地帯や街路樹と有機的につないで、グリーンベルトを作っていないと、島嶼域、離島域の農業生産基盤はなかなか充実しないのではないか。農林水産業の生産基盤整備のためにも計画的なグリーンインフラの将来計画をきちんとこの時点で、離島振興部会の中でも議論すべきではないか。

【10】

赤土対策についてだが、余りにも耕作放棄地や未利用地が多くなっているという離島の現状もある。赤土対策に対して、耕作放棄地や放牧などをしなくなったところ。放牧放棄地や造林の未済地と言うが、造林をやるべきところにやっていないところや、バブルのときに観光振興で開発されたところが使われていない造成未利用地、そういう場所をすぐにでも早く森林に戻すようなことをこの離島部会の中で検討してもらいたい。表土を移動するようなところで森林を再生する技術がかなり確立してきましたので、そういうことを公共事業の一つとして、県がやるのではなく、国から取ってくるぞという勢いで、国の公共事業の一つとして、離島振興の一つとしてそれを挙げてもらいたいというところ。

【11】

離島を中心に沖縄県は国指定の伝統工芸品、上布や三線の竿になるもの

別紙 3

は国指定の伝統工芸品が多く指定されている。それらの伝統工芸品は国指定である。そういう離島に、上布や三線の原材料、苧麻や芭蕉布を作るような生産団地をこれも造成する。拠点化するということをぜひやってもらいたい。

それを地域で拠点化して伝統工芸品がいつまでも作れるような状況をつくっていくというのは、農林水産がぜひやらないといけないことだが、離島振興の中でもそれを議論していただきたい。

【12】

『農業を始めとする1次産業においても、生産基盤を維持していくための労働力をフローとして受け入れられるような体制作りが必要』

離島過疎地域に限らず国内農業は全てにおいて高齢化担い手不足の課題を抱えており、農業人口の減少が続いているが、とりわけ若者が進学等により地域外に出ていく小規模離島においては、後継者が少なく労働力不足についても深刻な状況にある。このため地域内の他の担い手(農業生産法人法人を含む)が農地等の生産基盤を引き継ぎ、規模を拡大してこれを支えており、近年は外国人労働者で労働力を補完する事例も増えていますが、いずれ限界が来ることは容易に想像できる。

農業は小規模離島において所得を得るための手段であるが、生産条件の厳しさからさとうきびなど特定の品目に特化されており、車の両輪と例えられる製糖工場の運営を維持していくためにも、さとうきびの生産量を維持していく必要がある。また、高齢化等により離農する農業者の生産基盤を遊休農地化させないことが重要な課題だが、この手段としては、農作業を受託する

体制の構築が不可欠であり、これを担う農業労働力は地域外からフローでの受入れが必須となる。

よって、その態勢を整備する必要があり、この対応については地域全体の振興策として行うべきと考える。併せて、肥料農薬等の農業生産資材の移入コストについても、農業の持続性を確保するために必須の対策となる。

【13】

『地域振興に必要な人材は、地域内での育成と併せて、外部からの受入れと、これを支えるパートナーシップの構築によって補完する必要』

農産物のブランド化など限られた地域資源の付加価値を高めしていく取り組みについては、地域の中で自発的に展開していくには限界があり、時間も

別紙 3

かかる。外部から能力の高い者、国内外まで情報発信力のある人材を受け入れて力を借り、パートナーシップの構築により中長期的に関係性を持続していくことが必要である。

【14】

島にUターンしても仕事がない。沖縄本島に仕事がなく、島に戻って結局生活保護になる。そういう感じで島の保護率が非常に高く、さらに仕事がないのでアルコールに手を出して、依存症が非常に多いというのが健康面での問題点となっている。

島から出ていった方々の基本調査をすべきで、例えば何年後には戻ってきたいとか、家族はずっとここにいたいと言っているのだから、島外での介護ではなく島で計画しているとか、そういうことも把握できれば、この方々が本島や本土で培った技術や知識を地域のために還元するようなことができるのではないかと。

【15】

電線の地中化という事業が国の事業でもあるが、各都道府県に補助金を出して優先順位をつけるという中で、都市部に予算が集中してしまっていると思っている。離島の集落中心部だけでも優先的に電線の地中化、光回線の地中化を行っていくことを検討できないか。

【16】

石垣と宮古、多良間を中継として石垣の北部地区での港の建設を、多良間に近いほうでやるのか、石垣空港近くにやるのか、その辺りは未来に向けて検討していくべきではないか。石垣市街に集中する人口も、北部地区に空き地、農地がいっぱいあるので、そこの開発にもつながるのではないかと。

【17】

今年の4月に県がまとめた「新たな沖縄振興のための制度提言」について、離島過疎地域に関わる制度提言の見通しや状況を伺いたい。

制度提言は継続分を含めて89件と承知しているが、このうち離島と大きく関わる項目が、確認した限りで7項目あった。「情報通信基盤強靱化」、「離島住民等交通コスト負担軽減」、「水道広域化促進」、「離島における福祉サービス提供体制の確保」、「離島航路・航空路の維持確保」、「離島活性化推進制度」、

別紙 3

「離島の教育環境向上支援制度」である。

全体で89の制度提言の全てを国が認めて制度化できるとは思っていないが、制度化されるされないに関わらず、重要な課題や目標があって設計されたはずである。これらは新しい振興計画の実効性にも関わると思う。ただ制度提言と計画の関連性を深掘りすべきとは思っていないが、これを知ることによって、素案にある基本施策をどうやって進めていくか、計画をどうやって実現していくか、そういった理解も深まると思う。次回以降分かる範囲で、適当なタイミングで報告いただきたい。